

知多市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、知多市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「雑誌スポンサー制度」とは、知多市立中央図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）に広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）が、広告を掲載する対価として、雑誌の購入費用を負担し、図書館に当該雑誌を納入することをいう。

2 スポンサーは、納入雑誌（最新号に限る。）のカバーに広告を掲載することができる。

(雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館が別に定める雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館との協議によりあらかじめ認められた雑誌については、提供する雑誌として選定することができる。

(スポンサー及び広告の基準)

第4条 スポンサー及び広告は、要綱第3条及び審査基準第2条に定める基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げないものとする。

2 要綱第3条第2項第16号に規定する広告として掲載することが適当でないと市長が認めるものとは次の次号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被補助人、被保佐人又は成年被後見人である者の広告
- (2) 破産者で復権を得ない者の広告
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者の広告

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者（いずれかに該当

した者であつて、その事実があつた後2年を経過した者を除く。)の広告

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者の広告

(6) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するもの

(7) 占い、運勢判断その他これらに類するもの

(8) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、図書館等の業務に支障をきたすおそれのあるもの

(広告掲載場所及び配架位置)

第5条 広告を掲載する場所及び提供を受けた雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(広告の規格及び掲載方法)

第6条 広告の規格及び掲載方法は、次のとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面の広告の大きさは、縦4センチメートル、横15センチメートル以内とし、スポンサー名を明記することとする。

(2) 雑誌カバーの裏面の広告の大きさは、雑誌カバーに収まるサイズとする。

(3) 雑誌カバーに記載する広告は、スポンサーが作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は第10条の規定により、掲載が決定した月(雑誌の受入期間)に発行された号から当該年度の3月末日までに発行される号までとする。

ただし、掲載期間が満了する2月前までに、市又はスポンサーに解除の意思表示がない場合は、広告の掲載期間を自動的に1年間継続するものとし、それ以後も同様とする。

(スポンサーの募集)

第8条 スポンサーの募集は、知多市公式ホームページ及び広報ちたによるものとする。

(スポンサーの申込み)

第9条 スポンサーを希望する者（以下「スポンサー希望者」という。）は、知多市図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に広告デザインの素案等必要書類（以下「申込書等」という。）を添えて、提出するものとする。ただし、市の入札参加資格を有する者は納税証明書、登記事項証明書及び身分証明書の添付を省略することができる。

2 スポンサー希望者は、市から追加で掲載内容又は、その他の資料の提出を求められた場合は、これらの資料を提出するものとする。

（スポンサーの決定）

第10条 市長は、前条の申込書等を受けたときは、第4条の規定によりスポンサー及び広告の内容を審査し、スポンサーを決定し、その結果を知多市図書館雑誌スポンサー制度決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

（スポンサーの責任）

第11条 スポンサーは、提供する雑誌に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 スポンサーは、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

（広告内容の変更）

第12条 スポンサーが広告内容の変更を行う場合は、知多市図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更申込書（第3号様式）に変更後の広告のデザインの素案等を添えて、市に提出するものとする。

2 市長は、前項による申込書を受けたときは、第4条の規定により広告の内容を審査し、その結果を知多市図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更決定通知書（第4号様式）により、スポンサーに通知するものとする。

（雑誌の提供方法）

第13条 雑誌の提供は、スポンサーが図書館の指定する納入業者（以下「納入業者」という。）に提供する雑誌を発注し、納入業者が直接図書館に当該雑誌を納入することにより行うものとする。

- 2 提供する雑誌が休刊、廃刊等になった場合は、スポンサーは図書館と協議するものとする。

(雑誌購入代金の支払い)

第14条 雑誌の購入代金は、スポンサーが納入業者に支払うものとする。

- 2 前項の支払いに係る費用は、全てスポンサーが負担するものとする。

(雑誌提供中止の申出)

第15条 スポンサーは、自己の都合により提供している雑誌の全部又は一部の提供を中止しようとするときは、当該中止しようとする日の2月前までに、知多市図書館雑誌スポンサー制度中止申出書（第5号様式）を市に提出するものとする。

- 2 市長は、前項による申出書を受けたときは、スポンサーに対し、知多市図書館雑誌スポンサー制度中止承認書（第6号様式）により通知するものとする。

(スポンサーの取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の決定を取り消すことができる。この場合において、スポンサーに生じた損害に対して、市はその責任を負わない。

(1) スポンサーが第4条第1項及び第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 前号のほか、市長がスポンサーとして適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消すときは、知多市図書館雑誌スポンサー制度取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(雑誌の所有権)

第17条 提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。